

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社翻訳センター
【英訳名】	HONYAKU Center Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 郁男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区平野町二丁目5番8号
【電話番号】	06 - 6231 - 8544
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長兼総務部長 中本 宏
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区平野町二丁目5番8号
【電話番号】	06 - 6231 - 8544
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長兼総務部長 中本 宏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 377,250,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社翻訳センター 東京本部 （東京都港区東新橋二丁目4番1号） 株式会社翻訳センター 名古屋営業部 （名古屋市中村区名駅三丁目16番4号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月29日開催の定時株主総会において、第三者割当による新株式発行に関する議案が承認されたこと並びに第24期有価証券報告書（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び臨時報告書を平成22年6月30日に提出したことに伴い、平成22年5月14日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部及び添付書類に訂正すべき事項が生じたため、また、割当予定先の状況に記載の各割当予定先がそれぞれ有価証券報告書を提出したことにより、それらの事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

（企業行動規範上の手続き）

第三部 追完情報

第四部 組込情報

（添付書類の追加）

平成22年6月29日開催の定時株主総会議事録（抄本）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	3,750株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。

- (注) 1 平成22年5月14日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本株式の発行は、平成22年6月29日開催予定の当社定時株主総会において本第三者割当による新株式発行に関する議案の承認が得られることを条件としております。割当てについては、後記、「第3 第三者割当の場合の特記事項」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	3,750株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。

- (注) 1 平成22年5月14日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本株式の発行は、平成22年6月29日に開催された当社定時株主総会において本第三者割当による新株式発行に関する議案が承認されております。割当てについては、後記、「第3 第三者割当の場合の特記事項」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) エムスリー株式会社

a 割当予定先の概要

(訂正前)

名称	エムスリー株式会社(以下、「エムスリー」という。)
本店の所在地	東京都港区芝大門二丁目5番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	平成21年6月23日 第9期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書提出 平成21年8月7日 第10期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)四半期報告書提出 平成21年11月12日 第10期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)四半期報告書提出 平成22年2月10日 第10期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)四半期報告書提出

<以下省略>

(訂正後)

名称	エムスリー株式会社(以下、「エムスリー」という。)
本店の所在地	東京都港区芝大門二丁目5番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	平成22年6月22日 第10期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)有価証券報告書提出

<以下省略>

(2) 株式会社ウィザス

a 割当予定先の概要

(訂正前)

名称	株式会社ウィザス(以下、「ウィザス」という。)
本店の所在地	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
直近の有価証券報告書等の提出日	平成21年6月26日 第33期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書提出 平成21年8月14日 第34期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)四半期報告書提出 平成21年11月13日 第34期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)四半期報告書提出 平成22年2月12日 第34期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)四半期報告書提出

<以下省略>

(訂正後)

名称	株式会社ウィザス(以下、「ウィザス」という。)
本店の所在地	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
直近の有価証券報告書等の提出日	平成22年6月25日 第34期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)有価証券報告書提出

<以下省略>

6【大規模な第三者割当の必要性】

（企業行動規範上の手続き）

（訂正前）

本第三者割当増資による発行株式数3,750株に係る議決権個数3,750個は、現在の総議決権数13,095個に対する比率の28.64%に相当し、株式の希薄化が生じます。そのため、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手または当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成22年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしました。

（訂正後）

本第三者割当増資による発行株式数3,750株に係る議決権個数3,750個は、現在の総議決権数13,095個に対する比率の28.64%に相当し、株式の希薄化が生じます。そのため、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手または当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成22年6月29日に開催された定時株主総会に付議し、承認されております。

第三部【追完情報】

(訂正前)

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出以後(平成21年6月26日提出)、本有価証券届出書提出日(平成22年5月14日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成22年5月14日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 最近の業績の概要

<以下省略>

(訂正後)

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第24期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出以後(平成22年6月30日提出)、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年6月30日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成22年6月30日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第24期)の提出日(平成22年6月30日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年6月30日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。報告内容は以下のとおりであります。

〔平成22年6月30日提出臨時報告書〕

1【提出理由】

平成22年6月29日開催の当社第24回定時株主総会(以下「本総会」)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による新株式発行の件

第2号議案 剰余金の処分の件

イ. 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき4,000円

総額 52,380,000円

ロ. 効力発生日

平成22年6月30日

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、東郁男、二宮俊一郎、浅見和宏、角田輝久、中本宏、楠見賢二及び池亀秀雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに
当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	8,368	52	0	97.22%	可決
第2号議案	8,404	16	0	97.64%	可決
第3号議案					
東 郁男	8,398	22	0	97.57%	可決
二宮 俊一郎	8,401	19	0	97.61%	可決
浅見 和宏	8,405	15	0	97.65%	可決
角田 輝久	8,404	16	0	97.64%	可決
中本 宏	8,404	16	0	97.64%	可決
楠見 賢二	8,404	16	0	97.64%	可決
池亀 秀雄	8,404	16	0	97.64%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第2号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2. 最近の業績の概要の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永原 新三 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 野田 弘一 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社翻訳センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社翻訳センターの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社翻訳センターが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永原 新三 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 弘一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社翻訳センターの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社翻訳センターの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社翻訳センターが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永原 新三 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 弘一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社翻訳センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センターの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永原 新三 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 野田 弘一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社翻訳センターの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センターの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。